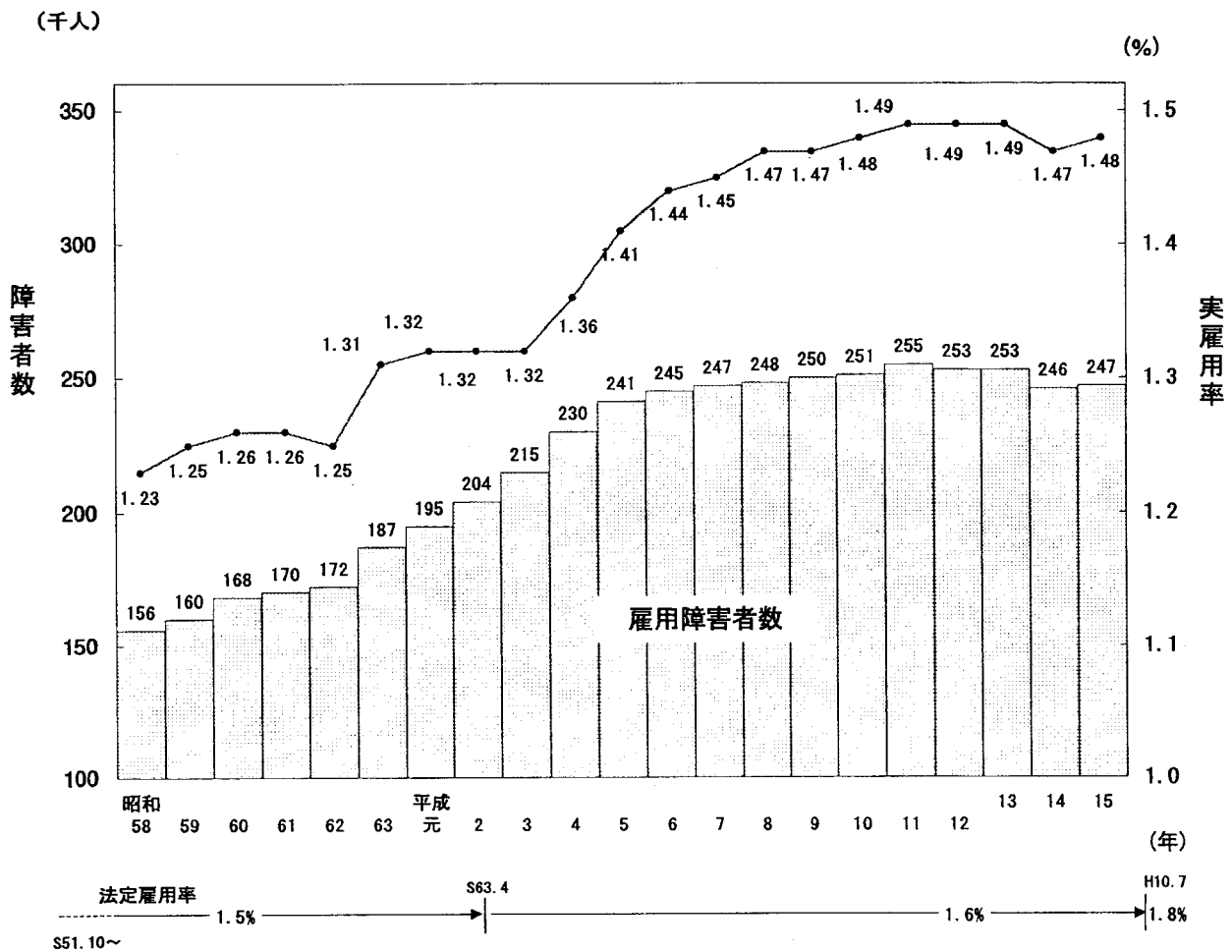


# 1 障害者雇用の現状

# 障害者雇用の現状

## 1. 実雇用率等の状況（各年6月1日の雇用状況報告による）



(注) 雇用状況を報告する義務のある常用労働者56人以上規模の企業についての集計である。

(注) 障害者とは、次に掲げる者の合計数。

- ・ 昭和58年～昭和62年
- ・ 昭和63年～平成4年
- ・ 平成5年～

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 知的障害者
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

## 2. 障害者雇用実態調査に基づく雇用者数（平成15年11月）

- 身体障害者 36万9千人
- 知的障害者 11万4千人
- 精神障害者 1万3千人

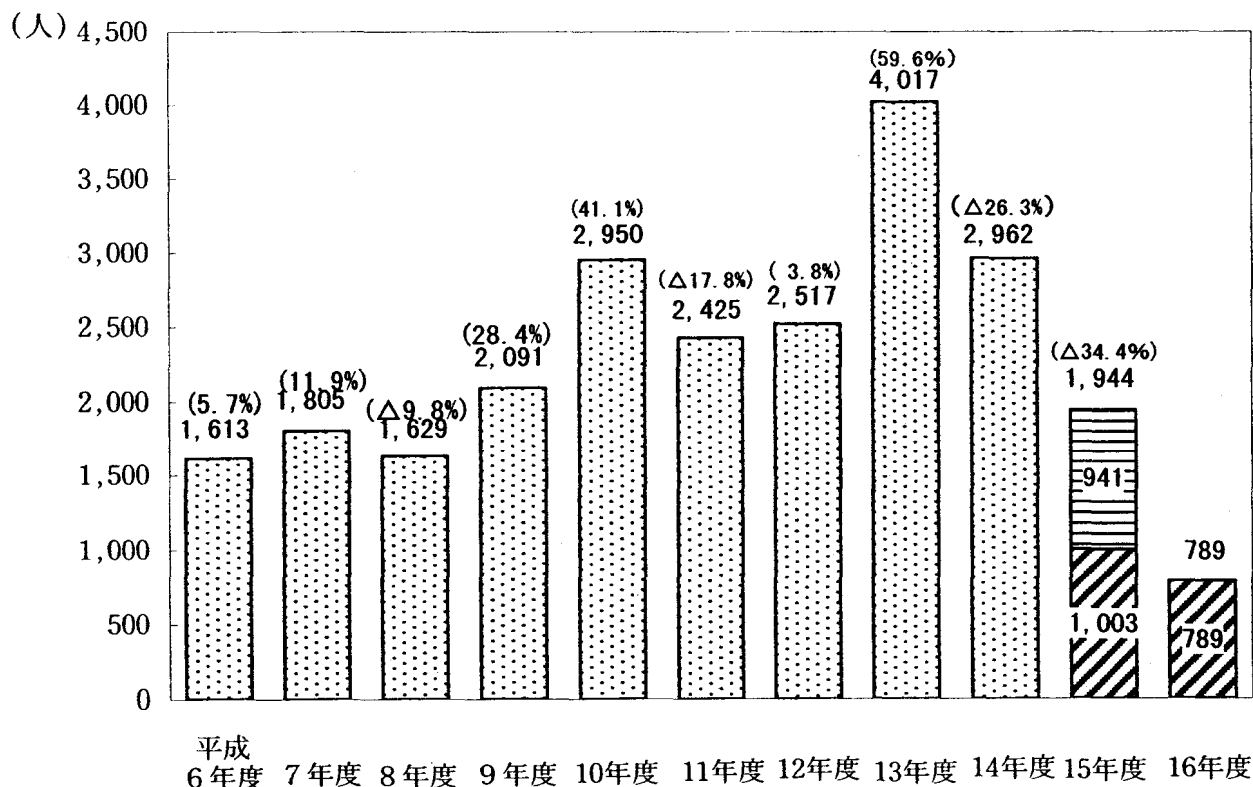
(注) 従業員5人以上規模の企業に対する調査

## 障害者の職業紹介状況

	新規求職申込件数		有効求職者数		就職件数		就職率	
		前年同期比		前年同期比		前年同期比		前年同期差
10年度	78,489	1.9	115,848	12.8	25,653	△ 9.4	32.7	△ 4.1
11年度	76,432	△ 2.6	126,254	9.0	26,446	3.1	34.6	1.9
12年度	77,612	1.5	131,957	4.5	28,361	7.2	36.5	1.9
13年度	83,557	7.7	143,777	9.0	27,072	△ 4.5	32.4	△ 4.1
14年度	85,996	2.9	155,180	7.9	28,354	4.7	33.0	0.6
15年度	88,272	2.6	153,544	△ 1.1	32,885	16.0	37.3	4.3
平成15年9月	8,635	5.0	158,139	3.8	2,457	25.0	28.5	4.5
10月	8,562	△ 6.1	158,173	3.3	3,347	9.2	39.1	5.5
11月	5,919	△ 1.7	157,546	2.7	2,845	14.6	48.1	6.9
12月	5,822	13.5	156,722	2.7	2,530	26.0	43.5	4.3
平成16年1月	7,195	△ 0.8	157,029	2.1	2,280	20.8	31.7	5.7
2月	7,640	△ 1.4	155,960	0.9	2,498	14.6	32.7	4.6
3月	9,156	13.1	153,544	△ 1.1	4,533	13.7	49.5	0.3
4月	9,118	6.1	154,445	△ 0.9	3,826	15.9	42.0	3.5
5月	6,677	△ 3.8	155,463	△ 0.5	2,575	3.7	38.6	2.8
6月	7,575	18.7	156,427	△ 0.7	2,703	23.1	35.7	1.3
7月	6,908	△ 2.8	157,027	△ 0.5	2,570	8.8	37.2	4.0
8月	7,117	12.6	155,821	△ 1.1	2,356	14.8	33.1	0.6
9月	8,269	△ 4.2	156,448	△ 1.1	2,681	9.1	32.4	4.0

注：新規求職申込件数及び就職件数は年度(月)内の累計、有効求職者数は年度(月)末現在の数値。  
就職率=(就職件数÷新規求職申込件数)×100%

## 障害者の解雇者数の推移



注：( )内は、対前年度及び対前年同期の増減比。  
16年度については、4～9月期の件数である。  
※平成13年度の4,017人は昭和55年度以来最高の数値。

## 2 障害者雇用対策の現況

# 障害者雇用対策の体系について

障害者が障害のない人と同様に、その能力と適性に応じた雇用の場に就くことができるような社会の実現をめざし、障害者の雇用対策を総合的に推進



## ① 事業主に対する指導・援助

- 障害者雇用率制度
  - ・法定雇用率  
民間企業 = 一般の民間企業 1.8%、特殊法人等 2.1%  
国・地方 = 2.1% (一定の教育委員会 2.0%)
  - ・雇入れ計画作成命令等による雇用率達成指導の実施
- 障害者雇用納付金制度等による事業主支援等
  - ・障害者雇用納付金・調整金による事業主負担の調整
  - ・障害者雇用のための施設・設備等の改善、介助者の配置、住宅・通勤に対する配慮、中途障害者の雇用継続等を行う事業主に対する助成
  - ・特定求職者雇用開発助成金による賃金助成
- 障害者雇用に関するノウハウの提供
  - ・障害者雇用に関する好事例や雇用管理ノウハウの提供

## ② 障害者の特性を踏まえたきめ細かな職業リハビリテーション、職業能力開発の実施

- 公共職業安定所における障害者の態様に応じた職業相談・職業紹介、職場定着指導の実施
- 障害者職業センターにおける職業評価等の専門的な職業リハビリテーションの実施 (独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営)
  - ・ジョブコーチによる職場適応のための人的支援の実施
- 多様かつ効果的な障害者職業能力開発の推進
- 身近な地域における就業・生活支援の一体的推進
- 医療、福祉等の関係機関との連携強化

## ③ 障害者雇用に関する啓発

- 試行雇用による事業主の障害者雇用のきっかけ作りの推進
- 障害者雇用促進運動の実施
- 障害者団体と連携した広報啓発活動の実施

障害の種類別にみた「障害者の雇用の促進等に関する法律」等の適用範囲

事 項	障害者の雇用の促進等に関する法律等の適用			
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他の障害者
求人の開拓等 ( 9条 )	○	○	○	○
求人者の指導等 ( 10条 )	○	○	○	○
職業指導等 ( 11条 )	○	○	○	○
適応訓練 (13条～16条)	○	○	○	×
就職後の助言及び指導 ( 17条 )	○	○	○	○
事業主に対する助言及び指導 ( 18条 )	○	○	○	○
障害者職業センターにおける職業指導等 (19条～26条)	○	○	○	○
障害者職業能力開発校等における職業訓練 (職業能力開発促進法 15条の6、16条)	○	○	○	○ (訓練手当は支給されない)
雇用義務 (38条、43条)	○	○	×	×
実雇用率にカウント (38条、43条)	○	○	×	×
雇入れ計画 (38条、46条)	○	○	×	×
障害者雇用調整金 (49条、50条)	○	○	×	×
助成金 (49条、51条)	○	○	○	○
障害者雇用納付金の納付義務及び減額等 (53条から55条)	○	○	×	×
障害者雇用継続助成金の支給	○	×	○	×
研究等 ( 75条 )	○	○	○	○
広報啓発 ( 76条 )	○	○	○	○
障害者職業生活相談員 ( 79条 )	○	○	○	×
解雇の届出 ( 81条 )	○	○	○	×
報奨金 (附則4条)	○	○	×	×

## 障害者雇用対策の経緯

- 施策メニューの新設
- 障害種別ごとにみた対応の拡大

〈昭和35年〉

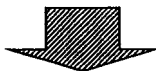
「身体障害者雇用促進法」制定

・身体障害者雇用率制度の創設（努力義務）



〈昭和51年〉

- (1) 身体障害者の雇用義務化
  - ① 重度障害者のダブルカウント
  - ② 雇用率達成指導に従わない場合の公表措置の創設
- (2) 身体障害者雇用納付金制度の創設
  - ① 身体障害者雇用納付金
  - ② 身体障害者雇用調整金
  - ③ 助成金
  - ④ 報奨金
- (3) 知的障害者についても、特例として納付金減額・助成金支給



〈昭和63年〉

- (1) 「身体障害者雇用促進法」  
→ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」
  - ・法律の対象を、身体障害者のみから全障害者に拡大
- (2) 知的障害者について、実雇用率にカウント
  - ・雇用納付金制度においても同様の扱い
- (3) 職業リハビリテーションの推進（法律に位置づけ）
- (4) 特例子会社制度の創設



〈平成5年〉

- (1) 知的障害者についても、重度をダブルカウント
- (2) 重度障害者（身体・知的）である短時間労働者も、実雇用率にカウント

(3) 精神障害者の雇用について、助成金を支給（平成4年～）



〈平成10年〉

(1) 知的障害者の雇用義務化

- ・身体障害者と知的障害者を合わせた障害者雇用率の設定

(2) 精神障害者である短時間労働者の雇用について、助成措置を適用



〈平成14年〉

(1) 障害者雇用率算定方式の見直し

①除外率制度の原則廃止（平成16年～）

②企業グループでの雇用率制度の適用を認める（特例子会社がある場合）

● (2) 障害者就業・生活支援センター事業の実施

- ・就業面及び生活面で一体的な支援の実施

● (3) 職場適用援助者（ジョブコーチ）事業の実施

〈平成17年〉（予定）

(1) 精神障害者に対する雇用対策の強化

● (2) 多様な形態による障害者の就業機会の拡大

● (3) 雇用と福祉の連携による障害者施策の推進



### **3 障害者雇用率制度等の概要**

## 障害者雇用率制度の概要

### ○ 障害者雇用率制度とは

身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、除外率によって控除した常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。

### ○ 一般民間企業における雇用率設定基準

以下の算定式による割合を基準として設定。

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数} - \text{除外率相当労働者数}}$$

※ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント

### ○ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

#### (参考) 現行の障害者雇用率

##### <民間企業>

一般の民間企業 = 法定雇用率 1. 8%

特殊法人等 = 法定雇用率 2. 1%

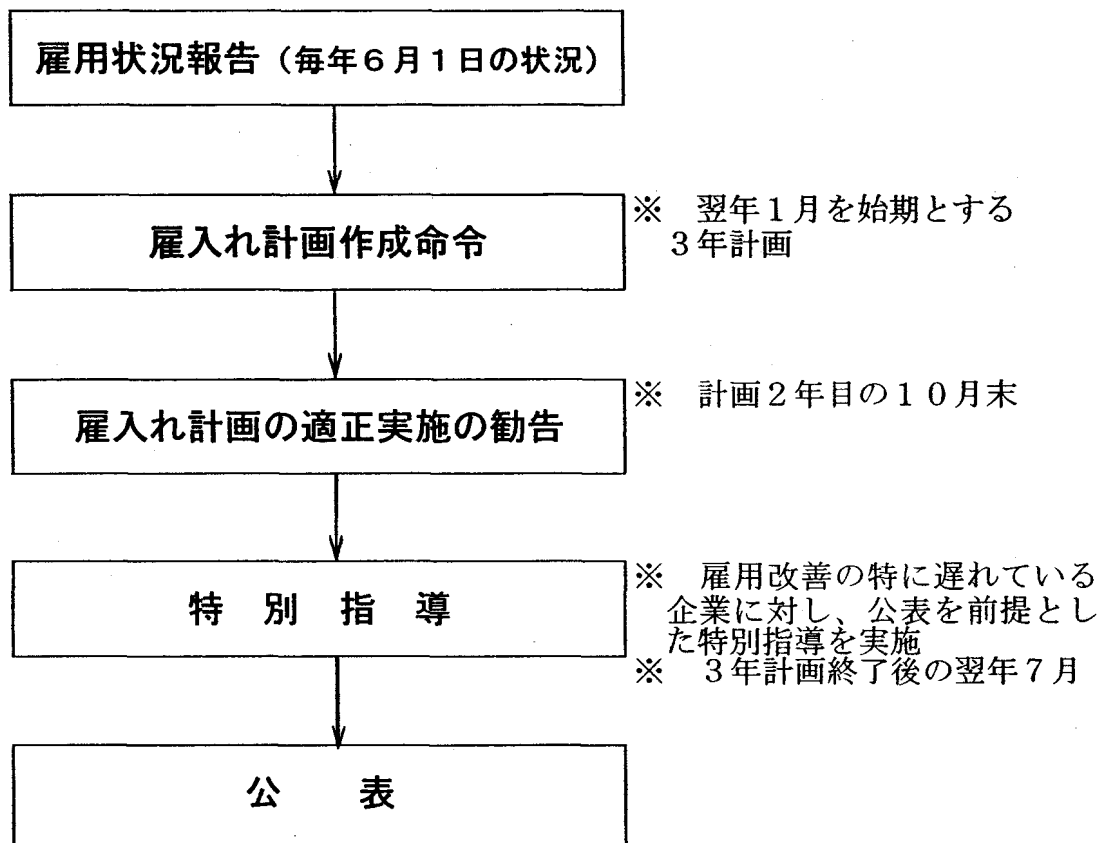
##### <国及び地方公共団体>

国、地方公共団体 = 法定雇用率 2. 1%

都道府県等の教育委員会 = 法定雇用率 2. 0%

## 障害者雇用率達成指導について

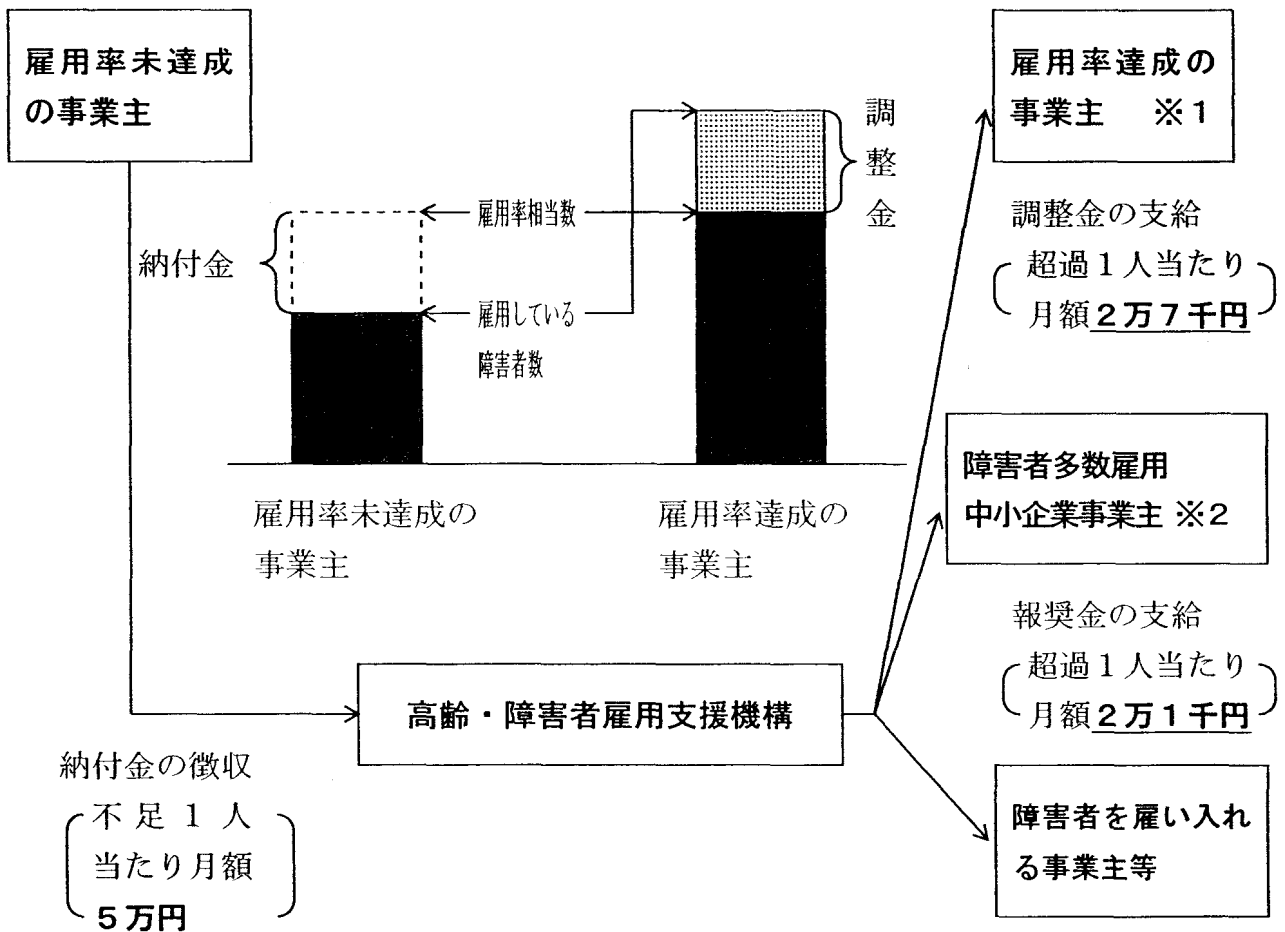
実雇用率の低い事業主等に対しては、法に基づき、障害者雇用率達成指導を行っている。



- 不足数の多い企業については、当該企業の幹部に、厚生労働省本省が直接指導を実施

## 障害者雇用納付金制度の概要

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業（**常用労働者301人以上**）から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障害者の雇用の促進等を図るための各種の助成金を支給している。



常用労働者301人以上の企業から徴収し、300人以下の中小企業からは徴収していない。

障害者を雇い入れるために、作業施設の設置・整備を行ったり、重度障害者の雇用管理のために職場介助者を配置したりする事業主等に対して助成金を支給

※1 常用労働者301人以上

※2 常用労働者300人以下で障害者を4%又は6人のいずれか多い数を超えて雇用する事業主

なお、調整金、報奨金の額については平成15年度からの金額

## 障害者の雇用を促進するための助成金

### ○ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金

#### 1 障害者作業施設設置等助成金

障害者を常用労働者として雇い入れる又は継続して雇用する事業主で、その障害者が障害を克服し作業を容易に行えるよう配慮された施設又は改造等がなされた設備の設置又は整備を行う（賃借による設置又は整備を含む。）場合に、その費用の一部を助成。

#### 2 障害者福祉施設設置等助成金

障害者を継続して雇用している事業主又は当該事業主の加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置又は整備にあたって、障害者が利用できるよう設置又は整備をする場合に、その費用の一部を助成。

#### 3 重度障害者介助等助成金

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者又は就職が特に困難と認められる身体障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類又は程度に応じた適正な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成。

#### 4 重度障害者通勤対策助成金

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者又は通勤が特に困難と認められる身体障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主、又はこれらの障害者を雇用している事業主の加入する事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成。

#### 5 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者を多数労働者として雇い入れるか継続して雇いし、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の設置又は整備を行う場合に、その費用の一部を助成。

#### 6 障害者能力開発助成金

障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための教育訓練事業を行う事業主又はその団体、社会福祉法人等が、能力開発訓練のための施設等の設置又は整備を行う場合、その能力開発訓練事業を運営する場合又は障害者である労働者を雇用する事業主が、障害者である労働者に障害者能力開発訓練を受講させる場合に要する費用の一部を助成。

### ○ 障害者雇用継続援助事業に基づく助成金(障害者雇用継続助成金)

#### 1 中途障害者作業施設設置等助成金

事業主に採用された後に身体障害者又は精神障害者となった者の職場復帰を促進するため、その障害者の作業を容易にするために必要な施設又は設備の設置又は整備を行う場合に、その費用の一部を助成。

#### 2 重度中途障害者職場適応助成金

事業主に採用された後に身体障害者（45歳以上の者又は重度身体障害者に限る。）又は精神障害者になった者の職場復帰を促進するため、重度障害者職場適応措置（職務開発、能力開発、その他職場への適応を促進するための措置に関する計画を作成し、その計画に基づいて実施する措置）を実施する場合に、その費用の一部を助成。